

463

災害時の融資の信用保証枠を事前に確保する制度 の設立

取組主体【掲載年】	法人番号	事業者の種類【業種】	実施地域
静岡県信用保証協会 【平成 30 年】	2080005001521	その他事業者 【金融業、保険業】	静岡県

1 取組の概要

東海地震、南海トラフ大地震を想定した事業継続のための特別保証

- 静岡県信用保証協会では、全国初の「BCP 特別保証」制度を、平成 19 年 4 月に設けた。
- 静岡県では、東海地震、南海トラフ大地震などの大地震により、中小企業の甚大な被害が想定される。このため、同協会では、BCP 策定は重要な災害対策であると考え、その推進のため同制度を設立した。

2 取組の特徴（特色、はじめたきっかけ、狙い、工夫した点、苦労した点）

地域経済を支えている中小企業向けの保証制度

- 静岡県では、東海地震、南海トラフ大地震などの大地震が想定されている。このような災害が発生した場合、中小企業等の、廃業や倒産など、被災地の地域経済に深刻な影響が発生することが予想される。
- 同協会は、こうした影響の懸念に加え、地域金融機関からの激甚災害時の、円滑な資金手当てを保証する制度が欲しいとの要望を受け、企業の重要な災害対策につながる「BCP 特別保証」制度を創設した。
- 同制度は、BCP を策定した中小企業者が災害発生時に必要とする資金について、融資を受ける際の信用保証を事前に予約するものである。激甚災害が発生した場合に、制度活用企業が申込を行うと、信用保証がなされ、金融機関から融資が実行される仕組みとなっている。

想定外では
片付けられません

最大震度7

災害時発動型保証予約システム

(早期復旧のために) BCP特別保証

激甚災害被災下での事業継続や復興のための保証予約

事前保証予約期間
保証料無料

激甚災害発生時
無用保証人
8,000万円

静岡県信用保証協会
http://www.cge-shizuoka.or.jp

▲BCP 特別保証のチラシ

制度利用企業数は年々増加

- 本制度創設当初は、本保証の適用対象となる保証制度は、中小企業庁による中小企業 BCP 策定運用指針および、静岡県経済産業部による静岡県事業継続計画（BCP）モデルプランを実施する企業のみであった。
- 平成 29 年 11 月から「国土強靱化貢献団体認証」（レジリエンス認証）を取得した企業も、この制度の対象としており、148 企業 104 億円の保証内定（平成 30 年 2 月末時点）がなされるなど、年々、制度を利用する企業は増加している。

3 取組の平時における利活用の状況

- BCP の見直しは毎年行う必要があることに加え、顧客の事業実態や決算内容を事前に確認するために、同協会では保証の予約期間は 1 年間とし、毎年度、予約の更新手続きを行っている。

4 取組の国土強靱化の推進への効果

- 同協会は、同制度の取扱いを始めてから約 10 年が経過した平成 30 年 2 月末時点では、148 企業の保証内定をしており、中小企業者の発災時への備えを推進し、地方創生に貢献している。

5 防災・減災以外の効果

- 同協会は、小企業者は BCP の策定を通じて、自社の業務を洗い出し、自社の強みや弱みを再確認し、次の経営戦略に役立てることができている。

6 現状の課題・今後の展開など

- 同協会は、本制度の利用を積極的に推進し、静岡県下の中小企業者の一社でも多く BCP を策定し、将来の不測の事態に備え、激甚災害が発生した際には円滑な事業継続ができるよう、引き続き支援や広報活動を強化していくこととしている。

7 周囲の声

- 「BCP 特別保証」制度は、中小企業にとって BCP 策定のきっかけとなる制度である。（静岡県内の商工団体）